

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	土地区画整理組合設立の認可 (事業計画の決定に先立つ組合の設立)
概 要	事業計画の決定に先立って組合を設立する必要がある場合、組合を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第14条第2項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が申請をすること。 ※事業計画の決定に先立って組合を設立する必要があると認められる場合に限ります。 2 申請手続が法令に違反していないこと (法第21条第1項第1号)。 ※次のような場合、法令に違反します。 ・1に掲げる者が7人以上共同して、認可申請を行わない場合 (法第14条第2項) ・定款及び事業基本方針が定められていない、又は認可申請書とともに提出されていない場合 (法第14条第2項、土地区画整理法施行規則第1条第3項) ・規則第2条第5項に掲げる認可申請書の添付書類が添付されていない場合 ・定款及び事業基本方針について施行地区となるべき区域内の宅地の所有者及び借地権者のそれぞれ3分の2以上の同意を得ていない、又は、同意を得ていても、同意した者が権利を持つその区域内の宅地地積の合計がその区域内の宅地の総地積と借地権の目的となっている宅地の総地積との合計の3分の2以上に達していない場合 (法第18条) ・法第19条の規定に基づく手続を行っていない場合 3 定款又は事業基本方針の決定手続又は内容が法令に違反していないこと (法第21条第1項第2号)。 ※次のような場合、法令に違反します。 ・定款に法第15条及び土地区画整理法施行令第1条が定める記載事項が記載されていない場合 ・事業基本方針の内容が次に掲げる法令に違反している場合 法第16条第2項、第3項 (事業基本方針) 規則第10条の2 (土地区画整理事業の施行の方針) 4 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていないこと (法第21条第1項第3号)。 ※施行地区編入に適しない区域の例 ・農地として保全する必要のある土地 ・水害など防災上、山林のまま保全するのが要請される地域 ・土石流、崖崩れ、津波などの災害の恐れのある区域 ・都市計画法第12条第1項のうち第1号 (土地区画整理事業) 以外の各号に規定する市街地開発事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域 5 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること (法第21条第1項第4号)。 ・「経済的基礎」については、事業計画の中の資金計画等を検討して審査します。 ※資金計画における予定事業費が適切に算出されており、予定事業費を賄うだけの資金調達が可能であるかを審査します。 ・「的確に施行するために必要なその他の能力」については、法的知識、技術的能力等のノウハウや社会的信用等をもって検討し、審査します。 ※土地区画整理事業の実績、土地区画整理士の所属状況、地方公共団体からの技術的援助の有無等により、事業を施行するためのノウハウを有しているか審査します。 ※犯罪歴等なければ、社会的信用を有しているとみなします。 6 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合は、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号のいずれかに該当するとき (法第21条第2項)。 ※大阪市域の市街化調整区域は、新淀川、大和川の河川敷堤外地及び地先公有水面 (海面) です。
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備 考	